

昭和二十四年十一月二十九日  
答弁第五〇号

(質問の五〇)

内閣衆甲第一一五号

昭和二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員梨木作次郎君提出檢察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員梨木作次郎君提出檢察に関する質問に対する答弁書

公判廷において、法律により宣誓した証人の陳述が諸般の証拠に照らし明らかに虚偽の陳述であると認められるときは、これを現行犯人として逮捕することができるとは疑を容れないところであり、また、事案により現行犯逮捕の措置を必要とする場合があることも論を俟たない。尤もその運用に当っては、他の証拠との慎重な対照を必要とするものであるから、特に慎重を期し必要やむを得ない場合に限りべきものと考ええる。

しかしながら、これまで法務府においても、檢察当局においても、第一線檢察官に対し、この質問の趣旨にあるように、檢察官側の証人と被告人側の証人とが同一事実につき異った供述をした場合、被告人側の証人が偽証罪を犯しているものとして法廷において逮捕又は起訴するよう指示又は指導したことは全くない。

右答弁する。